**平成２４年（フ）第１０号**
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡２丁目５番29―２号
債務者　岩間　鉄雄
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　仙台地方裁判所大河原支部

**平成２４年（フ）第１１号**
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡２丁目５番29―２号
債務者　岩間栄美子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　仙台地方裁判所大河原支部

**平成２４年（フ）第４号**
群馬県桐生市錦町２丁目８番５号
債務者　平安名マヌエル
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　前橋地方裁判所桐生支部

**平成２３年（フ）第３４３号**
長野県塩尻市大門二番町６番１号　アプニール大門203
債務者　小幡裕幸子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１１号**
長野県大町市大町5663番地　市営住宅大原２号団地44―23
債務者　林　　忍
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第２８８２号**
名古屋市港区七反野２丁目903番地２、住民票上の住所名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘８棟402号
債務者　川瀬恵美子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第９０号**
愛知県半田市緑ケ丘13丁目29番地の２　緑ヶ丘住宅４号棟304号
債務者　今村今朝則
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１４０８号**
神戸市長田区北町２丁目38番地の１　北池ビル３―Ｃ
債務者　中井　朱美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１４２７号**
兵庫県三木市吉川町吉安871番地
債務者　玉川　禎子（旧姓水本）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９０号**
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住５―198号
債務者　西田　　勉
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４１６号**
兵庫県伊丹市池尻６丁目237番地　北池尻団地１―129号
債務者　大平真由美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４４４号**
兵庫県伊丹市荻野６丁目41番地ハイツ荻野301号
債務者　小倉　明子（旧姓小央）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４４９号**
兵庫県宝塚市山手台西４丁目13番６―101号、前住所神戸市中央区東川崎町５丁目９番４号
債務者　西本好治郎
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４５４号**
兵庫県伊丹市御願塚１丁目４番17号コーポヤノＩ202号
債務者　金子正勝こと　金　　正勝
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第２２１号**
鳥取県西伯郡伯耆町吉定59番地
債務者　北山　知美
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第１０号**
鳥取県米子市八幡572番地２
債務者　田守　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第５号**
愛媛県松山市本町３丁目４番地６　本町第一ハイツ401号
債務者　野本　昌志
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　松山地方裁判所民事部